

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成））計画届
(建設事業主団体用)

〇〇 労働局長 殿

(公共職業安定所長経由)

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成））の計画の届出を行います。

(届出年月日) 令和元年 7月 1日

<計画の届出を行う際の注意>

〇労働局において計画の届出が受理された場合についても、支給申請時に支給申請書及び添付書類において支給要件を満たさないことを確認した場合は、支給できません。

① 申請者	中小建設事業主の団体の名称 (フリカナ) イッパシヤダンホリジン マルマルケンセツキョウダントイ 一般社団法人 〇〇建設業団体	② 事業内容	イ 構成事業主数	40
	代表者の役職名及び氏名 (フリカナ) ケンセツ タロウ 会長 建設 太郎 (印)		ロ 建設事業主数	40
所在地	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 建設ビル1F (電話 12-3456-7890)	ハ 中小建設事業主数	40	
代理人又は提出代行者・事務代理者の名称 (フリカナ) マルマルシヤカイホケンロウムシヨ 〇〇社会保険労務士事務所	氏名 (フリカナ) シヤカイ タロウ 社会 太郎 (印)	ニ 雇用保険加入建設事業主数	40	
所在地		〒234-5678 〇〇県〇〇市〇〇2-3-4 社会ビル1F (電話 23-4567-8901)	ホ 主たる業種	建設業
担当者の職名及び氏名	イ 職名 総務課長 氏名 建設 三郎			
③ 技能実習計画	イ① 実施する実習の内容 (裏面2(3)イの番号を選択)	1	ロ 実施日	6 日 (令和元年 7月 23日 ~ 令和元年 7月 30日)
	イ② 実施する実習の名称	〇〇技能実習		
	ハ 講習実施機関名 (主催者名)	一般社団法人 〇〇建設業団体		(電話 12-3456-7890)
	ニ 実施場所	学科 (イ) 名称 〇〇建設業団体 (ロ) 所在地 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 建設ビル1F		
		実技 (イ) 名称 (ロ) 所在地		
ホ 受講者数	20人	ヘ 本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金の有無	有 (名称:) 無	
ト 訓練を受講する労働者からの費用徴収予定の有無	有 無	チ その他費用徴収予定の有無	有 (内容: 受講者が所属する事業所から1人につき5,000円徴収予定) 無	

(注1) ③ハ 「講習実施機関名 (主催者名)」は登録教習機関等が実施する実習を受講させる場合に記入してください。

(注2) 1つの技能実習について、一人当たり10万円が経費助成の限度額です。

(注3) この計画届を提出するときは裏面の注意事項を参照してください。

※ 管轄労働局処理欄

受理番号:	
受付印	

建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成））計画届について

1 提出上の注意

- (1) この人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成））の計画届（以下「計画届」といいます。）は、建設事業主団体が技能実習を実施する場合に、所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」といいます。）長又はハローワークに提出するものです。
- (2) この計画届は、次の書類を添付して、技能実習を実施しようとする日の3か月前から原則として1週間前までに、管轄労働局又はハローワークに提出してください。
なお、計画届提出時点において提出が困難な場合には、訓練開始日の前日までに当該添付書類を提出してください。
イ 建設事業主団体であることがわかる書類（登記事項証明書、定款又は規約、寄付行為、決算書（事業報告）、会員名簿等）及び構成員内訳表（建技別様式第1号）
ロ 訓練内容等が確認出来る書類（実施主体の概要、内容、実施日、実施場所等の分かる書類（事前に対象者に配布したもの等）や訓練カリキュラム、受講パンフレット等）
ハ 指導員・担当科目表（建技様式第1号の2別紙）及び指導員の履歴書等（③イ「実習内容」が1又は5に該当する場合（自ら実施する場合））
ニ その他管轄労働局長が必要と認める書類

2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、申請を行う事業主の団体の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し押印してください。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主の団体等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、申請者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付してください。また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主団体の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印してください。
- (2) ②「事業内容」欄は、次により記入してください。
イ ②イ「構成事業主数」欄は、構成事業主数を記入してください。
ロ ②ロ「建設事業主数」欄は、構成事業主のうち、建設事業主数を記入してください。
ハ ②ハ「中小建設事業主数」欄は、建設事業主のうち、中小建設事業主数を記入してください。
ニ ②ニ「雇用保険加入建設事業主数」欄は、建設事業主のうち、雇用保険に加入している建設事業主数を記入してください。
ホ ②ホ「主たる業種」欄は、構成員である建設事業主のうち、最も多い業種を記入してください。
- (3) ③「技能実習計画」欄は、次により記入してください。
イ ③イ「実習内容（裏面2(3)イに訓練名称を記載の上、右の欄に該当する番号を記載）」欄には建設労働者に受けさせる技能実習の番号を次表より選択してください。
なお、次表の1～8の具体的な対象につきましては建設事業主向けパンフレットをご確認ください。

番号	実習内容
1	建設工事における作業に直接関連する実習（2から8以外のもの）
2	労働安全衛生法で定める特別教育
3	労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する安全衛生教育
4	労働安全衛生法に基づく教習および技能講習
5	職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習
6	建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習
7	技能継承に係る指導方法の向上のための講習
8	建設業法で定める技術検定に関する講習

- ロ ③ロ「実施日」欄は技能実習を実施する日数及び技能実習の初日と終日の日付を記入してください。
- ハ ③ハ「講習実施機関名（主催者名）」欄は登録教習機関等が実施する実習を受講させる場合に記入してください。
- ニ ③ホ「支給対象者数」欄は、当該助成金の支給対象となる受講者の人数を記入してください。
- ホ ③へ「本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は当該助成金の支給対象とならない場合があります。
- へ ③ト「訓練を受講する労働者からの費用徴収予定の有無」欄が「有」の場合、当該助成金の支給対象となりません。
- ト ③チ「その他費用徴収予定の有無」欄は、③へや③ト以外に技能実習を実施するにあたり費用を徴収する場合は金額を記載してください。算定対象額から差し引くこととなります。

3 届出を行った計画の変更

- 届出を行った計画について、次のような変更を行うときは、「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）に係る計画変更届」（建技様式第2号）により当初計画していた訓練実施日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日までに変更の届出を行って下さい。
- ③イ①「実施する実習の内容（裏面2(3)イの番号を選択）」、③ロ「実施日」、③ハ「講習実施機関名（主催者名）」、③ニ「実施場所」に変更が生じた場合

4 その他

- (1) 労働局において計画の届出が受理された場合についても、支給申請時に支給申請書及び添付書類において支給要件を満たさないことを確認した場合は、支給できません。
- (2) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (3) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存してください。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (5) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成））支給申請書
〔建設事業主の団体等用〕

〇〇 労働局長 殿

（ 公共職業安定所長経由）

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成））の支給の申請を行います。

（申請年月日）令和元年 8月 20日

①計画届の受理番号		〇〇〇	
申請者	② 中小建設事業主の団体等の名称 （フリカナ） イッパンシヤガンホウジン マルマルケンセツキョウダントイ 一般社団法人 〇〇建設業団体		（フリカナ） マルマルシヤカイホクシヨウジムシヨ 代理人又は提出代行者・事務代理者の名称 〇〇社会保険労務士事務所
	雇用保険適用事業所番号 （フリカナ） ケンセツ タロウ 代表者の役職名及び氏名 会長 建設 太郎		（フリカナ） シヤカイ タロウ 氏 名 社会 太郎
	〒123-4567 所在地 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 建設ビル1F		〒234-5678 所在地 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6 社会ビル1F
	（電話 12-3456-7890） 担当者の職名及び氏名 イ 職名 総務課長 ロ 氏名 建設 三郎		（電話 23-4567-8901） 氏 名 社会 太郎
③事業内容(主たる事業)		建設業	
技能実習	④ 実施日数・期間		6日（訓練開始日：令和元年 7月 23日～訓練終了日：令和元年 7月 30日）
	⑤-1実習内容 (裏面2(4)の番号を選択)	1	⑤-3 指導員氏名 土木 花子 報酬 (有・無)
	⑤-2 実施する実習の名称		〇〇技能実習
実施報告	⑥本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金の有無		有(名称：)・無
	⑦訓練を受講する労働者からの費用徴収の有無	有・無	⑧その他費用徴収の有無 (有(100,000円)・無)
	⑨ 受講者数 20人	⑩ 助成対象者数 20人	⑪ 中小建設事業主団体以外が実施する場合は⑩のうち女性の人数 3人
⑫所要費用合計		400,000円	

(注) この申請書を提出するときは裏面の注意事項を参照して下さい。

※労働局処理欄	●支給申請書受理年月日		年 月 日			
	●支給決定年月日		年 月 日			
	●支給決定番号		●支給決定金額 円			
局長	部長	課長	補佐	係長	担当	備考

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成））支給申請について

1 提出上の注意

- (1) この支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、建設事業主団体が別に指定する技能実習（以下「技能実習」といいます。）を実施した場合に、中小建設事業主団体についてはその要した助成対象経費の4/5、中小建設事業主団体以外が女性建設労働者を対象に行う場合は1/2が支給される建設労働者技能実習コース（経費助成）の支給申請を行うときに所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」といいます。）長に提出するものです。
なお、岩手県、宮城県及び福島県に所在する中小建設事業主団体については、経費助成率は10割となります。
- (2) 建設労働者技能実習コース（経費助成）の助成額は、1の技能実習について1人あたり10万円を上限としています。
- (3) 1の事業主団体について1年度あたり500万円が建設労働者技能実習コース（経費助成）の支給上限額となります。
- (4) この申請書は、次により技能実習等が終了した日の翌日から起算して2ヶ月以内に管轄労働局又はハローワークに1部提出して下さい。
 - イ 建設事業主団体が技能実習を実施した場合は、この申請書により建設労働者技能実習コース（経費助成）のみ支給申請を行って下さい。
 - ロ 建設事業主団体の構成事業主（以下「構成事業主」といいます。）又は構成事業主と直接の下請関係にある中小建設事業主（以下「下請中小建設事業主」といいます。）の雇用する建設労働者に係る建設労働者技能実習コース（貸金助成）の助成金については、当該構成事業主又は下請中小建設事業主が別途「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・貸金助成））支給申請書（建助様式第3号）」により支給申請を行うこととなりますので詳細については、同申請書を参照ください。
- (5) 技能実習を登録教習機関等へ委託して実施した場合は、技能実習委託契約書（建助別様式第3号）（写し）若しくは受講申込書（訓練名称・期間、委託費・受講料等が明記されたもの）（写し）を添付して下さい。
- (6) この申請書には、当該団体の定款又は規約、構成員内訳表（建助別様式第1号）、各所要費用の領収書の写し、指導員・担当科目表（建技様式第3号の2別紙2）及び指導員の履歴書等（⑤「実習内容」が1又は5に該当し、計画の届出時から変更がある場合（登録教習機関等に委託して実施する場合を除く。）、実施日ごとの科目時間数が分かるカリキュラム及びその他管轄労働局長が必要と認めるものを添付して下さい。
- (7) 建設労働者技能実習コース（経費助成）の算定対象となるのは総訓練時間の7割以上を受講した者です。

2 記入上の注意

- (1) ①「計画届の受理番号」欄は、労働局が受理した本助成コースの計画届（写）記載の番号を記入してください。
- (2) ②「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主の団体等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し押印して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主の団体等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、申請者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主団体の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印して下さい。
- (3) ③「事業内容」欄は、次により記入して下さい。
 - イ イ「構成事業主数」欄は、構成事業主数を記入して下さい。
 - ロ ロ「建設事業主数」欄は、構成事業主のうち、建設事業主数を記入して下さい。
 - ハ ハ「中小建設事業主数」欄は、建設事業主のうち、中小建設事業主数を記入して下さい。
 - ニ ニ「雇用保険加入建設事業主数」欄は、建設事業主のうち、雇用保険に加入している建設事業主数を記入して下さい。
 - ホ ホ「主たる業種」欄は、構成員である建設事業主のうち、最も多い業種を記入して下さい。
- (4) ⑤「実習内容（裏面2(4)の番号を選択）」欄は建設労働者に受けさせる技能実習の番号を次表より選択して下さい。

番号	実習内容
1	建設工事における作業に直接関連する実習（2から8以外のもの）
2	労働安全衛生法で定める特別教育
3	労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する安全衛生教育
4	労働安全衛生法に基づく教習および技能講習
5	職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習
6	建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習
7	技能継承に係る指導方法の向上のための講習
8	建設業法で定める技術検定に関する講習

- (5) ⑥「本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (6) ⑦「訓練を受講する労働者からの費用の徴収の有無」欄が「有」の場合、助成対象となりません。
- (7) ⑧「その他費用徴収の有無」欄は、⑥や⑦以外に技能実習を実施するにあたり費用を徴収している場合は金額を記載してください。算定対象額から差し引くこととなります。
- (8) ⑨受講者数及び⑩助成対象者数について、講習参加者全員の人数を記入してください。
- (8) ⑨「受講者数」欄は、実人員を記入し、⑩「助成対象者数」欄は建設の事業の雇用保険料率（31年度は1,000分の12.0）の雇用保険適用事業所に所属している建設労働者の数を記入して下さい。また、その内訳を別紙「受講者名簿（建技様式第3号の2別紙1）」に記入のうえ、この申請書に添付して下さい。
- (9) ⑬は中小建設事業主以外が女性建設労働者を対象に技能実習を行う場合に⑩のうち女性の数を記入して下さい。
- (10) ⑭「費用」欄は、前記1の(6)の領収書の写しの金額の所要経費別の合計額を、それぞれ記入して下さい。なお、技能実習を委託して実施した場合は⑫「費用」欄の「委託費」及び⑮「所要費用合計」欄を記入し、⑫「費用」欄のその他の項目は記入する必要はありません。

3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。
- (5) 支給額は100円未満切り捨てとなります。